

記載例2

保育料徴収（納付）猶予申請書

提出日を記載して下さい

令和 2 年 10 月 8 日

大阪市長 様

住所

大阪市北区中之島1-3-20

申請者
(支給認定保護者)

氏名

大阪 太郎

連絡先

06 - 6208 - 8103

保育所保育料について、次のとおり徴収（納付）の猶予を申請します。

児童氏名 児童番号又は児童生年月日	保育実施月	保育料額 (円)	納 期 限	猶予を希望する額 (円)	猶予を希望する期間	
					納期限の翌日から	
大阪 花子 8888888888	R 2・8	39,400	R 2・11・5	39,400	R 2・12・7 まで	
〃	R 2・9	39,400	R 2・12・7	39,400	R 3・2・5 まで	
〃	R 2・10	39,400	R 3・1・5	39,400	R 3・2・5 まで	
〃	R 2・11	39,400	R 3・2・5	39,400	R 3・4・5 まで	
〃	R 2・12	39,400	R 3・2・5	39,400	R 3・6・7 まで	
〃	R 3・1	39,400	R 3・3・5	39,400	R 3・6・7 まで	
〃	R 3・2	39,400	R 3・4・5	39,400	R 3・10・5 まで	
〃	R 3・3	39,400	R 3・5・6	39,400	R 4・2・7 まで	
〃	R .		R .		R . まで	
合 計		315,200		315,200		

納付すべき保育料

(注) 猶予を希望する期間については各納期限の翌日から12月以内とする。なお、徴収（納付）猶予を受けようとする期間の記載がない場合は、

裏面で納付計画を立てたうえで、各月の保育料の納付を完了させる予定日を記入してください。

(1) 収入の減少の状況等（令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少が大きい月の収入状況を記載してください。）

	今年度			前年度			収入減少率
	収入の種類	5月	月	収入の種類	5月	月	
1人目の保護者	給与	300,000	円	給与	350,000	円	$1 - \frac{⑨ \div ⑪}{1 - \frac{⑩ \div ⑫}{\text{のうちどちらか大きい方を記載}}}$ 25 %
	小計	① 300,000	円	計	③ 350,000	円	
2人目の保護者	自営業	150,000	円	自営業	250,000	円	
	小計	⑤ 150,000	円		⑦ 250,000	円	
合計	⑨ (①+⑤)	450,000	円	⑪ (③+⑦)	600,000	円	

支給認定保護者・扶養義務者（父母、父母以外の家計の主宰者たる祖父母等）の方の減額となった月の収入額を記載し収入減少率を計算してください。

※職員記入欄

児童番

聴取

(2) 納付計画 (猶予期間中も分納可能)

回数	納付予定日	金額	備考	回数	納付予定日	金額	備考
1	R 2・11・5	19,700 円	R2. 8月分	11	R . .	円	
2	R 2・12・7	19,700 円	R2. 8月分	12	R . .	円	
3	R 3・1・5	19,700 円	R2. 9月分	13	R . .	円	
4	R 3・2・5	59,100 円	R2. 9月分 R2. 10月分	14	R . .	円	
5	R 3・3・5	19,700 円	R2. 11月分				
6	R 3・4・5	19,700 円	R2. 11月分	16			
7	R 3・5・6	19,700 円	R2. 12月分	17			
8	R 3・6・7	59,100 円	R2. 12月分 R3. 1月分	18	R . .	円	
9	R 3・10・5	39,400 円	R3. 2月分	19	R . .	円	
10	R 4・2・7	39,400 円	R3. 3月分	20	R . .	円	
						計	315,200 円

納付の計画を記入してください。
(例は、令和2年6月までの各月に1ヶ月分の保育料の半額ずつを支払い、別途、令和4年2月までの各児童手当支払月に1ヶ月分の保育料の支払う計画です。)

表面の保育料額合計欄と同じ額となるように計画してください。

<参考>

○児童手当

・支給月

令和2年10月、令和3年2月・6月・10月、令和4年2月

・児童1人につき

20,000円または60,000円

≪「収入の減少」とは・・・≫

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、保護者等の収入の合計が前年同期間比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

被用者(労働者)の給与や、フリーランスの方などの報酬についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。